

くらしのフレッシュ便

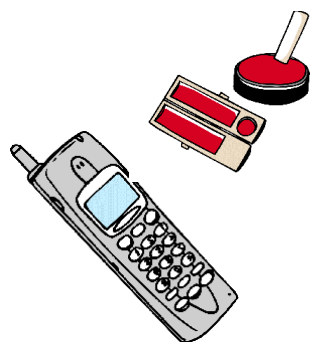
広島県生活センター



相談ファイル

～携帯電話の名義を貸したら、多額の請求が！

—東京都「緊急消費者被害情報」から—



●17歳高校生の場合

先輩に「1台につき5千円になる」と誘われ、3社で4台の携帯電話を契約。「料金は払わなくていい。すぐ名義変更するので絶対に迷惑はかけない」との話だったが、電話会社から30万円の請求書が届いた。

●14歳中学生の場合

街で「携帯電話のキャンペーン中。謝礼をあげるので、学生証をちょっと貸して」と誘われ、契約書にサインした。携帯電話はもらっていない。後日、電話会社から「大量の『迷惑メール』が送信されたのでサービスを停止する」との通知が来た。追って7万円の請求書を送るとも言われた。

《アドバイス》

「名義貸し」でも契約は契約！「名義貸し」は絶対にやめましょう。

携帯電話の名義貸しは「迷惑メール」の送信や「アダルトサイト料金等の架空請求」に利用されている可能性があり、他人の名義を使うのは、事業者の所在を突き止められないようにすることや、通信料の支払いを名義人に負わせることが目的ではないかと想像されます。

名義を貸した回線から迷惑メールが送信された場合、同一名義の回線全てが利用停止になることもあり、その回線で違法行為が行われた場合は、成人はもちろん未成年者でも法的責任を問われる可能性があります。

まだ県内では相談事例はありませんが、気軽に名義を貸して被害に遭うことのないようご用心！

情報ファイル

～地上デジタル放送が始まると～

地上デジタル放送が、昨年12月1日から関東、中京、近畿の3大都市圏の一部で始まりました。今後、放送エリアが順次拡大されて、2006年末までに中国各県でもデジタル放送が開始され、アナログ放送と並行して放送される移行期を経て、2011年7月には現行のアナログ放送が終了する予定になっています。

地上デジタル放送が始まると、視聴者はどんな対策が必要になるのでしょうか？

① 地上デジタル放送はUHFの電波で放送されるため、現在使用中のテレビでデジタル放送を受信するには、**地上デジタル放送対応のチューナー**が必要になります。（費用は自己負担）

また、チャンネル番号が変更されるため、**チャンネルの再設定**が必要です。

② 周波数が混雑している地域などでは、デジタル放送用のチャンネルを確保するために、デジタル放送開始前に、アナログ放送のチャンネルを別の周波数に変更するいわゆる「**アナアナ変更**」が必要になる場合があります。変更が必要な世帯には、申請手続きの申込書が配布されるので、申し込めば、無料でテレビなどのチャンネル周波数の設定を変えてもらえます。

いずれにしても、「テレビを買い替えるか」「チューナーで対応するか」はアナログ放送が終了するまでに決めれば間に合うので、じっくり検討してかきこい選択をしたいものです。



消費生活相談状況(平成15年10月) ※平成15年12月24日現在確定分

平成15年10月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、2,272件ありました。

1～3位については、いずれも「身に覚えのない請求」に関するものが中心で、架空請求や不当請求の相談が依然として多く寄せられています。

その他、主な苦情相談は右のとおりです。

順位	商品・サービス	相談件数
1	情報提供サービス	1,080
2	商品一般	212
3	融資サービス	180
4	教室・講座	99
5	医療用具	54

～お知らせ～

パネルコーナー1月展示

こんなにあります！悪質商法の手口 Part 1

悪質商法の被害に遭わないようにするためには、まず、その手口を知っておくことが大切です。今月は、若者をターゲットにした悪質商法を紹介します。

スマートライフ講座

我が家でできる防犯対策

日時 平成16年1月22日(木) 13:30～15:00
 会場 広島県生活センター研修室 (県庁農林庁舎1階)
 講師 広島県警察本部「減らそう犯罪情報官」
 梶原恒志さん
 定員 30名
 参加費 無料
 申込み 電話でお申し込みください。(TEL082-513-2731)

消費者啓発講座

日時	場所	対象	講師
1月10日(土) 10:00～11:30	世羅町 大田公民館	高齢者 (老人大学)	消費生活アドバイザー 城戸守固
1月21日(水) 13:30～14:30	海田町 海田南コミュニティホーム	自治会住民	消費生活専門相談員 石橋奉功
1月23日(金) 13:30～15:00	吉田町 中央公民館	高齢者	消費生活アドバイザー 正藤英夫
1月29日(木) 10:50～12:40	安芸津町 県立豊田高等学校	3年生	消費生活アドバイザー 橋本明子 センター職員
1月30日(金) 13:30～14:50	府中町 老人福祉センター	老人クラブ連合会女性部	消費生活アドバイザー 国政義江
1月30日(金) 19:00～20:30	尾道市 公会堂別館	小・中PTA連合会, 市民	広島司法書士会司法書士 竹村秀博

広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階
 消費啓発グループ TEL 082-513-2731